

平成30年第3回士別市議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月12日（水曜日）

午前10時00分開議

午前11時53分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君

病院 副院長 三好 信之 君 市立 病院 局長 加藤 浩美 君

農業 委員会 会長 飛世 薫 君 農業 委員会 局長 武田 泰和 君

監査 委員 吉田 博行 君 監査 事務局 局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議会 事務局 局長 千葉 靖紀 君 議会 事務局 局長 岡崎 浩章 君
議会 事務局 副局長 前畑 美香 君 議会 事務局 主任 駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

5番 佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 初めに、6日未明に私たちを襲った北海道胆振東部地震で多くの方々が亡くなり、また、けがされた方、避難所に避難されている方々を初め、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

通告に従いまして、1点質問させていただきます。

JR駅舎改修について質問いたします。

当初は2018年に着工すると言っていた駅舎改修については、2年延期の2020年に着工すると牧野市長は7月23日の定例会見を行いました。その理由として、ことしは北地区子どもセンター、市役所本庁舎改築、（仮称）まちなか交流プラザなど大規模な公共事業が続いているため、また、合併特例債の期限が延長されたことに伴い、健全かつ持続可能な財政運営を図るため、事業の平準化を図ると説明されていました。

平成28年10月には、庁内の方針確認として、コンビニやバス待合室などの機能を備えた駅舎の改修、JR土別駅の現状や課題などを調査したとなっています。駅舎を改修しただけでは駅の機能としての役割を果たしたことになりません。JR駅舎改修への市民要求は、コンビニやバスの待合室のきれいな建物ではなく、これらを否定するものではありませんが、安全で利便性があり、弱者でも安心して利用できる機能を持った駅舎です。

そこでお聞きしますが、これまでのJR北海道との話し合いではどんな内容になっているのでしょうか。2年延期も含めてどのような話し合いが持たれたのでしょうか。これからは人口減少による利用者の減少、高齢者の増加、土別駅の利便性を考えるならば駅全体を総合的に考えていくことが必要だと思います。合宿のために訪れる選手も増えるかもしれません。

例えば跨線橋についてはどうでしょうか。高齢者とか障害者が利用するには難しいのです。上りの旭川・札幌行きは1番線から乗れますが、下りは2番線です。2番線でおいて東口に来るのには跨線橋を渡らなければなりません。渡れない高齢者や障害者は土別駅でおいることはできません。また、跨線橋に昇降機をつけることも必要だと思います。この辺では名寄駅に配

備されています。市としてJRへ強く解決策を求めていくべきではないかと考えますが、市の考えをお聞かせください。

次に、名越踏切の危険性については以前から議会でもたびたび指摘されていたと思いますが、全道でも危険な場所の一つとして認識されていると士別駅長も話しておりました。狭い、歩道もついていません。大型車が交差するのがやっとなです。車が交差するのを待って歩行者や自転車を通ります。特に朝夕は交通量も多く、踏切の前後は交差点になっていて非常に危険な場所です。来春からは西小学校が廃校になり、西地域から南小学校に通う児童・生徒の通学路になります。地元からも何とかしてほしいという要望も出ております。長年の課題でもある拡張も含めJRと協議し、実現に向けて本気で取り組むべきではないかと考えます。市のお考えをお聞かせください。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、JR北海道との駅舎改修の協議についてであります。

本市では、環境センターやいきいき健康センターの建設に続き、本庁舎や（仮称）北地区子どもセンターの工事を進めています。今後は、（仮称）まちなか交流プラザの整備などの事業も予定していることから、JRと協議する中で、駅舎の改修は平成30年度から2020年度へと2年間着手を延期し、より健全で持続可能な財政運営と大型公共事業の平準化を図ることとしました。

これまでJRとは駅舎等の改修案の作成や事業費の積算、財源の調整などを中心に協議を行ってきました。駅前広場についても、駅舎との段差を解消するバリアフリー化を図るほか、路線バスやハイヤーなどの公共交通機関と一般車両との動線を整理するよう商工会議所などの御意見も踏まえ、改修計画の策定を進めているところです。

次に、駅全体を総合的に考えることについてです。

お話にありました跨線橋の利用が難しい方のうち、障害者については、市が社会福祉協議会に委託している障害者移動支援事業のJR士別駅利用支援を活用していただいているほか、高齢者等に対しては、駅員が荷物の運搬補助を好意で行っているとのことです。また、跨線橋を利用しなくて済むよう、上下線が同時に停車しない場合は全て1番ホームを使用するよう市から要望した経緯がありますが、信号設備の改修費の面で難しい状況にあります。

現在JRは、国や地方自治体の支援を受けて経営の立て直しを図る計画となっており、非常に厳しい経営状況にあるところですが、引き続き、障害を有する方などの利便性や快適性の向上について要望してまいります。

次に、名越踏切の拡張についてです。

名越道路踏切は、昭和35年に都市計画決定をした市道名越通と宗谷本線が交差する箇所であり、1日当たり自動車が約3,600台、歩行者が約250人往来する踏切です。この踏切は、士別西

小学校の通学路でもあることから、文部科学省の通達を受け、平成24年8月に西小学校の校長を初め、土別警察署、道路管理者、市の担当部局が合同で通学路の交通安全に係る点検を実施しました。この点検において、踏切内が歩道と車道の区分がないことから安全対策を要する箇所として、これまで低学年の通学時に街頭指導を実施しています。

踏切の歩道部拡幅に向けては、17年から鉄道管理者であるJRと協議を行っていましたが、28年4月の踏切道改良促進法の改正を受け、昨年1月に改良を実施すべき踏切道として国土交通大臣の指定を受けたところです。この指定により、2020年度までに踏切改良工事を終えるか、もしくは改良方法を記した踏切道改良計画を大臣に提出することとされたところです。

今後においては、多額の工事費を要する拡幅工事は難しい面もありますが、改善に向けた計画策定等に向け、JRを初め警察署や北海道など関係機関とも十分協議を行いながら、歩行者の安全性確保を念頭に鋭意検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 再質問いたします。

今後2年間かけてJRともじっくり話し合っていくということだと思いますけれども、市民の要望だとか意見などはどのような形で吸い上げていくつもりなのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

JR駅舎並びに駅前広場の再整備につきましては、この期限延長に伴ってもう一度検討し直すという考え方でおります。まずは私ども関係者と方向性について議論をするということが先になろうかと思いますが、この計画が具体化するときに当たっては幅広い市民の御意見を聞く機会を設けていくように、今度さらに検討を進める予定でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり一般質問いたします。

第1のテーマとして、家庭ごみ有料化へのスケジュールについて質問いたします。

本年3月の第1回定例会大綱質疑で私がこの問題を取り上げたときに、市長は、あくまで有料化の検討のみを行っているのだと答弁されました。しかし、あれから半年が経過する中で、いつの間にか推進にすりかわっているのではないかと見受けています。この点、言葉遣いは厳密にしてほしいのですが、検討と推進とでは行政での日本語では同じ意味になるのかどうか、まずお答えください。

次に、ごみ有料化の根拠についてですが、いささか弱いのではないのでしょうか。かねてから列挙されている有料化の根拠としては、いまだ無料なのは道内で本市を含めて3市のみという主体性のない理由も存在しますし、または、近年建築した環境センターにコストがかかっているという根拠も以前には挙げられていました。そんなにコスト問題が複雑なののでしょうか。

次に、関連して質問しますが、近年取り入れられた生ごみや衛生ごみの分別については、市民もよく従ってきていると思われませんが、市としての評価はいかがでしょうか。私は、有料化のやり方によっては、長年細かい分別の変化などをフォローしてきた多数の市民がとうとう市の方針についてこなくなる可能性があるかと心配しています。

さて、有料化方針について報道を見た限りでは反対意見が一切出ていません。各種委員会、諮問機関のメンバーの中に反対するような人が選ばれていないか、または市民の100%が有料化に賛成なのか、どちらかなのでしょうか。あえて有料化反対意見に耳を傾けるということはないのでしょうか。

次に、有料化する時期の問題について聞きます。

消費税率が8%から10%へと2ポイント引き上げられるのも来年10月と言われていますが、ごみの有料化も同時実施になった場合、市民生活に打撃となるのではないのでしょうか。買い控えも発生すると思われるので、市内商店での購買などに悪影響がないか心配です。消費税率上昇による影響が一段落してからの有料化でも問題ないのではないかと思います、いかがでしょうか。有料化の時期までも今から既定路線にしてしまうと身動きがとれなくなるような気がします、それでもよろしいのでしょうか。

最後に、有料化が本当にいわゆるリデュース、ごみの減量につながるのかをお聞きします。

例えばスーパーマーケットやドラッグストアでは、たれや液体を含むものを買ったらレジで透明なポリ袋に入れてくれますが、販売店側のこうした過剰包装をやめさせるなどの啓発も必要ではないのでしょうか。そして、既に有料化した市町村でのごみ減量に関する実態はどうか、参考になる例がありましたら紹介してください。有料化でかえって野焼きや不法投棄が増えていくという報告はないのでしょうか。事例を伺う次第です。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私からごみ有料化の目的について、反対意見を聞かないのかなどについて答弁申し上げ、有料化の実施時期、有料化とごみの減量との関係については市民部長から答弁申し上げます。

最初に、有料化の検討なのか推進なのかという御質問がございました。

ことしの第1回定例会の国忠議員の大綱質疑の再質問において私が答弁申し上げた項目でありますけれども、平成23年当時から家庭ごみの有料化については検討していかなければならないということをそのとき申し上げたところでありますが、平成23年当時からの問題については議論をしなければならない、検討というのは、もちろんいろんな調査をしながらそういったものを考えていくという、そういったことを申し上げました。

検討があって、その後、物事に対して議論がしっかり起きて、その後、計画の策定が起きて、そしてそれが推進されるという、経過からいったら、そういう検討、推進の言葉遣いというのはそういうものだと思います。特に行政で言えば、市長が幾ら物事を推進するといっても簡単

にできるものではないです。

ですから、今回の家庭ごみの有料化についても、検討からスタートいたしまして、審議会で委員の皆様方の御意見を賜り、一定の素案ができた段階で内部で決定をして、市民のパブリックコメントに呈する、そしてまた議会の皆様方の御審議もいただきながら、最終的には、推進するためには議会に条例を提案して、民意を代表する意思決定機関である議会の議決をもって物事は推進されるわけにありますから、ですから、私はそういったことも含めて検討ということをお願いしているのです。

それから次に、有料化導入の目的についてでございます。

昭和58年に建設され、平成29年3月までの34年間にわたり運用してきた旧処分場については、計画上の埋立期間となる13年を、可能な限りのごみ分別や排出者責任の徹底等によって極限まで延命を図ってまいりました。これは市民一人一人の環境行政への意識の高さ、さらには資源化に対する理解と協力がこの結果を導いたものと考えております。また、新たな最終処分場の稼働により、施設の長期使用を実現するため、市と事業者、市民が一体となって、さらなる分別と資源化による延命化を推進し、次世代への経済的な負担を軽減させていくことが市の責務であると考えています。

少子高齢化に伴う人口減少等による厳しい財政状況に加え、みずからごみを出せなくなる世帯の増加も想定されることから、将来にわたりこの行政面積の収集体制を維持していくためには現在の戸別収集が最善であり、今後は地域の見守りとして新たな役割を担っていくことも重要であると私は考えているところです。

現状において、市民1人当たり2万2,000円を要するごみ処理経費の縮減や施設の延命化、戸別収集を維持していくためには、ごみ減量化に効果があるとともに排出量に応じた応分の費用負担と公平性の確保が図られるごみの有料化の導入は避けられないと判断しているところでございます。

次に、反対意見を聞かないのかというお尋ねでございます。

現在、有料化について、土別市環境審議会では、市民公募のほか、学識経験、市長選出委員として各種団体から委員を12名募り、幅広い分野の見地から多種多様な御意見を賜りました。昨年10月から本年9月5日までの1年間にわたり計7回、継続的に御審議いただき、このたび環境審議会として一定の方針がまとまったことから、9月7日に、有料化を実施するに当たって、戸別収集を継続して実施すること、可能な限り経費の削減を行うこと、広く市民に対して意見聴取と周知啓発の徹底をすることなど、審議会の意見が付された答申を受けたところです。

今後は、答申内容をもとに、土別市家庭ごみ有料化実施計画を策定し、広く市民から意見聴取するためパブリックコメントを実施してまいります。家庭ごみの有料化を実施するに当たっては市民、事業者そして市がそれぞれの役割を担い、さらなる環境負荷及び収集処理費用の低減に向けて最大限努力をしていくことが極めて重要だと考えています。家庭ごみの有料化は市民負担を伴いますことから、審議会で答申をいただいた内容を真摯に受けとめ、慎重に議論す

るとともに、家庭ごみ有料化を実施していくに当たっては、市民に対して十分な周知を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君）（登壇） 私から、有料化の実施時期と有料化とごみの減量との関係についてお答えいたします。

初めに、有料化の実施時期についてです。

本市のごみの分別収集区分は、缶、瓶類からスタートし、生ごみ、衛生ごみなど段階的に分別を拡大し、道内でも類を見ない22種別の区分により資源化と埋立量の減量化に取り組んでいただいています。ごみの有料化は、市長が答弁申し上げたとおり、持続可能な循環型社会の形成に向け、より一層の減量や分別及び資源化の加速化が求められています。施設の延命化を実現するためには、さらなるごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進により、最終処分場への埋立量を減量化することで長期使用の実現が可能となり、次世代への経済的な負担を軽減することができると思っています。

現時点における有料化までのスケジュールは、市民への周知や説明は早くても来年の春以降を想定しているところであり、また、導入に当たっては、混乱を避けるため、春の異動時期を外さなければならないと考えています。

家庭ごみの有料化の導入は、分別、資源化の取り組みが市民一人一人の創意工夫により排出量の減少が把握でき、世帯における減量効果も期待できるため、市民の十分な理解と協力が不可欠であります。

市といたしましては、地域に出向き、有料化の目的や期待する効果などを説明することが必要であることから、その時間を最大限確保するなど総合的に勘案した結果、2019年10月実施が最良であると判断したところです。

次に、有料化とごみの減量との関係についてです。

20年度以降に有料化を実施した道内の市町村の統計上データでは、収集体制や処理体制が市町村により異なるため減量効果はさまざまありますが、導入1年後、5年後ともに減量化が図られたとの結果を得ています。有料化を実施する際は、マイバッグ・ノーレジ袋運動、リユース食器の貸し出し、食品ロスを減らす取り組みであるサフォーク運動などの施策を継続して実施するとともに、環境センターを拠点とした環境教育や学習活動等の施策なども積極的に取り入れながら、さらなるごみの減量化につなげていきたいと考えています。

また、不法投棄等が行われないことが重要であると考えています。環境審議会と視察に出向いた自治体では、有料化後に不法投棄の増加は見られなかったものの、不適正排出が多く見受けられたとのことでした。このような不適正排出を未然に防ぐためには、市民への周知と説明を行うほか、不法投棄対策としてパトロールなどの監視体制の充実もあわせて行います。

さらに、販売側の過剰包装については、士別消費者協会や士別市ごみ減量化推進協議会と協

力し、本市が推進しているレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定のとおり、締結する店舗の拡大を図ってまいります。

今後においては、市民説明会や出前講座等のあらゆる機会と広報誌やSNS等のさまざまな媒体を積極的に活用しながら、ごみ有料化に対する考え方について市民の一層の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 環境審議会ですら計7回審議されて、答申が行われたと新聞記事で見ました。やはり、ただあくまでも印象ですけども、答申されている方が、たまたまなんでしょうけれども元の市の幹部だった方、部長級だった方が2人答申されたという、たまたまなんですけども。やはり市民の印象としては、そこはどうしても身内でやっているように見えてしまうので、そこは今後、もうちょっと違う方式みたいなものを考えてほしいなどは思いました。

再質問なんですけど、市民部長の答弁に対して2つあります。

1つは不適正排出と不法投棄との違いをちょっと説明いただきたいと思います。簡単な質問です。

それからもう一つ大事なことなんですけれども、私が壇上で言ったことは、消費行動に影響するのではないかと。消費税が上がるとされている来年10月に同時に導入したら消費行動に影響しないかと。私は市民の消費行動というのは重大な影響があると思うんです。今回、地震と停電があって、パニック的な消費行動をする方がいました。電池を買い占めて、そして、おととい、きのうあたりは買い占めた電池を返品するなんて方がいて、そういうのはむしろパニック的な消費行動、例えば市は何とか規制できないかと考えるべきだと前も言いましたけれども、逆に、このごみ有料化と消費税値上げというのは市民の消費に影響すると。だからいろいろ、過剰包装の問題だとかいろいろあるんですけども、そこについて考察していないのかということをお答え願いたいんです。

買い控えだとか、それからパニック消費行動で言えば、黄色い生ごみの袋を導入されたときに、なくなりましたよね、一時。あれはやはり生ごみをいっぱい出すから、袋を買い占めとまでは言いませんけれども、大量買った人がいて、しばらく欠品になっていました、黄色い袋。ああいうことが起こらないようにする、あるいはそういう市民の買い控えだとかが起こらないようにする、そういうことを考えて来年10月と言っているのかどうか。

ちょっと2つ答弁願います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木部長。

○市民部長（佐々木幸美君） 再質問にお答えいたします。

まず第1点目、不適正排出ということですけども、不法投棄と不適正排出、この違いになりますけれども、不法投棄は一般的に字で読んで字のとおり、不法に投棄されるものということでもありますけれども、不適正排出ということは、例えば分別に若干の難があるようなものを

一般的に言うのですけれども、やはりこれは私たち市から市民の皆さんに分別の方法をより具体的にお知らせする、当然していかなければならないということも含め、他市の状況でそういう事態があったということでしたので、そこは十分考慮しながら、円滑にこの不適正排出が起らないような工夫を当然検討していかなければならないと考えております。

また、消費行動に影響が出ないかという2点目の御質問でありますけれども、ただいま来年の10月導入という考え方については、これは当初の段階、平成29年10月、環境審議会におきまして議論させていただいたときに、過去の衛生ごみ、そして生ごみの導入時に市民説明に要した経過等も考慮しながら、過去の経緯も勘案した中で審議会の中でも御協議させていただいた部分ではあります。当然のことながら、生ごみの導入の段階では黄色い処理袋、これが完売になって手に入れないという御相談も多々、本当に苦情のほうもございましたので、そこは私たちも、移行するに当たっての市民に対する御説明等も、円滑移行に向かって、どの段階で袋のほうを提供するか、一定期間既存の袋を共有できるような時間を設けるなど、これは組み立てになると思いますので、そのあたりはただいまの御意見を頂戴したのもしっかり受けとめまして、今後整理していきたい課題だと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 次に、JR宗谷本線の存続について取り上げます。

質問通告で書きました士別駅改修2年先送りに至る経緯は、先ほどの佐藤 正議員の質問と重複しますので、割愛いたします。

さて、士別市内には4つの駅がありまして、そのうち乗降客の少ない下士別と瑞穂との両駅について、せんだってJR北海道から初めて廃止の可能性を探る打診がありました。新聞報道によると、本市の返答としては、慎重に受けとめたいとのことでした。しかし、本来本市としては、利用者がいる限りは廃止まかりならんという強い態度であるべきなのではないでしょうか。特に、本市としては独自に市内4駅の乗降調査を数度にわたり行ってきているわけでありまして。まず、ここで直近の調査結果をこの際公表されたくお願いいたします。

政府は、宗谷本線稚内・名寄間などのJR北海道単独で維持困難な路線について、とりあえずこの先2年間にわたって資金援助を行うとしていますが、その条件として沿線の各自治体に政府と同額の資金提供と独自の利用促進策をまとめることを求めています。幸いにして、名寄・旭川間はその対象になっていませんが、本市としても120年近い歴史がある宗谷本線の今後を考えると、相当に思い切った独自の利用促進策が必要でありましょう。

利用促進策とは、例えば士別・剣淵間、士別・多寄間などの短い区間でも公務出張に利用するなどの策であったり、JR利用で本市へいらっしゃった観光客への優遇策などが考えられます。宗谷本線活性化推進協議会任せでない、本市独自の策は持ち合わせているのか。また、独自策をつくっていく心づもりはあるのか、ここで何う次第です。

さて、この機会にJRを含む公共交通全般の問題について、いささか触れておきたいと思い

ます。

これまで9年間にわたる本議会での論戦において、私は鉄道や路線バスなどの公共交通機関は単に高齢者などの足というだけでなく、子供の社会性を育てる機能があると何度も強調してきました。そのかいがあって、本市では少し共通了解になりつつあるかもしれません。しかし、特に鉄道維持が死活問題となった新しい局面を迎えて、公共交通について再認識と再定義が必要になってきたのではないのでしょうか。提言かたがた、定義について2つ考えてみましたので、お聞きください。

まず第1に、公共交通は健康をつくるということです。すなわちこれから条文の検討に入っていく健康長寿推進条例の中にマイカーへの過度の依存をやめ、路線バスや列車の積極的利用を盛り込んでいかげでしょうか。つまり、このことは市民生活の中で過度のマイカー依存が進み、日々歩かないことにより生活習慣病が蔓延している現状を脱却する意味があります。

また、例えば路線バスを利用し、おりたところから川西や学田などのフットパスに接続するウォーキングコースを歩く活動により、市民の間で盛んなウォーキングのさらなる活性化を図る施策が導き出されてくるという効果が考えられます。

2つ目の公共交通再認識再定義としては、公共交通は人口維持に役立つという側面があることに注目すべきでしょう。高齢になって運転免許を返上しても住み続けられるまちにしなければいけないわけです。逆に言うと、道北の市町村の中でも本市の人口減少率が高いレベルになっている理由の一つには極度のマイカー依存社会であることも挙げられると思います。私が以前から問題視している道路交通法第38条を一切守らない風習や、西広通などの新規道路整備に当たって、歩行者よりも車の利便性を第一に発想した道路づくりも目立つのですが、こういった発想を今逆転して交通弱者となっても住み続けるまちづくりを目指すべきでしょう。

以上、公共交通の再定義について、市の考え方を聞きまして、JR宗谷本線問題と絡めた質問といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、JR北海道から相談のあった下士別駅と瑞穂駅の今後のあり方についてです。

本年4月にJR北海道から経費節減策の一つとして、利用者が3人以下の無人駅の今後のあり方について宗谷本線活性化推進協議会に相談があり、各自治体がJRと協議することとしたところです。その後、5月にはJRから士別市へ、下士別駅と瑞穂駅について、駅の廃止や自治体・地域などでの駅舎管理を含めた総合的なあり方を協議したいとの相談がありました。協議を重ねる中では、本年6月に市内4駅で乗降調査を行った結果についてもJRへお示しし、下士別駅ではJRの調査結果と同じく利用者が3人以下でありましたが、瑞穂駅についてはJRの調査を上回る5人の通学利用者がいる結果となったところです。

JRでもその事実を確認したことから、瑞穂駅については今回の協議からは除外されることとなりました。このほか、士別駅は436人、多寄駅は16人で、昨年度とほぼ横ばいの利用

者数となっているところです。

市の方針としては、今後、駅に隣接する自治会や地域住民の方の利用実態を踏まえ、利用見込みや、利用しない理由なども伺う中で、地域の実情に応じた望ましい駅や駅舎管理のあり方について協議を進める考えです。

次に、本市独自の利用促進策についてです。

宗谷本線活性化推進協議会においては、特急列車の増便、札幌直通の復活を要望することとあわせ、列車乗り込み販売事業や道北地域の観光情報発信など、線区全体で利用促進の取り組みを進めることで合意が図られています。

こうした取り組みに加えて、さきの佐藤議員にもお答えしたとおり、市としては駅舎や駅前広場の改修により、交通の結節点として利用者の利便性向上を図ることでJRの利用促進に努めてまいります。

一方で、市職員による短区間の公用利用については、平成29年第1回定例会において議員の御質問にもお答えしたとおり、効率性や経済性の観点から取り組むことは難しい状況です。地方においては自家用車の利便性や必要性も認識するところではありますが、まずは市民のマイレール意識の醸成に向けて、安全性、定時性など鉄道の優位性や利用拡大に向けた周知に努めるとともに、市外からの利用促進に向けては、他市町村での取り組みも参考に、利用していたく方策について調査・研究を進めていきます。

次に、公共交通の再定義についてです。

市では、全ての市民が健康で心豊かに暮らすため、士別市健康長寿推進条例の制定に向けて準備を進めているところですが、過度の自動車依存からの脱却によって歩く機会を増やして健康増進するなどの具体的な取り組みについては、2022年度までを計画期間とする士別市健康長寿推進計画の見直しの中で検討してまいります。

また、議員のお話のとおり、高齢者が運転免許返納後も住みなれた地域で安全・安心に暮らし続けるためには利用しやすい公共交通網の形成が必要です。現在策定を進めている公共交通網形成計画では、居住と都市機能の各誘導区域を設定する立地適正化計画と連動させ、交通の結節点機能の充実のほか、市街地の利用促進も視野に入れた農村部からのアクセス向上など、総合的な観点から一体とした計画となるよう取り組んでいるところです。

公共交通は人口の維持にも重要なものと考えていますので、地域を維持し地域の暮らしを支える交通と市街地の利用促進を目指す交通などを基本に、持続可能な公共交通の構築について検討、協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 瑞穂駅が廃止の対象から除外されたということで、非常に喜ばしいことだと思います。地域の方が実は花壇をつくったり、非常に大切にされている駅でもありますので、一言、ありがたいことだと思います。

それで、直近の乗降調査の中で、地域の方にJRを利用しない理由というのを聞いたと今の総務部長の答弁であったと思うんですが、非常にいいというか、こういうふうに、なぜ利用したくないのか、あるいは乗り方がわからないとか、いろんな人がいると思うんですが、ちょっとその利用しない理由というのを聞いて、どういう反応だったのか、ちょっともしさわりがありましたらお聞きしたいんですが、大丈夫ですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再質問にお答えいたします。

ただいま私が答弁した中といたしましては、市の方針として、今後、近隣の自治会等で、今議員のお話のあった、よりきめ細かな、なぜ利用しないのかという点もあわせて伺っていきたいという趣旨で答弁させていただきました。

御質問にもありましたけれども、例えば駅の存続については、国はJRに監督命令を出した中で、それぞれのアクションプランを立てなさいということで、その中ではその地域地域で今後の駅舎のあり方の方針を出していくということになりますので、そうなりますと私どもの今お話したような、より具体的な地域の方のお話を伺った上でそういったプランに盛り込んでいただきたいということで検討を進める考えであります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再々質問の形をとりますが、利用しない理由というのをなぜ聞かなきゃならないかという、十勝バスというのが帯広にありますけれども、非常に収支が好転したという例を前に紹介しました。そのときに、どうして利用しないのかとバス停の周りの人に聞いた。そうしたら、整理券を取ってお金を先に入れるのか、後に入れるのかわからないとか、前から乗ればいいのか、どちらから乗ればいいのかわからないとか、乗り方がわからない人とか、いろんな人がいたと。そこを掘り起こしていくことで乗客増につなげたということがあったので、どうして乗らないのかという聞き方をすることは大事だと思うんです。

これは単にJRのことだけじゃなくて、士別市で補助金を出していた道北バスの名寄と旭川を結ぶ路線もあります。これもあまり利用されている路線じゃないですけども、どうして利用しづらいのかみたいなことを沿線の人に聞くのも大事だと思うんです。これからそういう鉄道、バス全て含めて、あまり利用しないという人に利用しない理由を聞くかどうか、ちょっと一言いただいてもいいですか。鉄道だけではなくてです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員の再々質問にお答えいたします。

さきの佐藤議員の御質問にもお答えしましたが、駅舎、駅前広場の改修についても、今私どもが都市計画と地域交通の計画を一体的に策定しているというのは、それは一体となったまちづくりが必要だからという観点で今準備をしているところです。

あわせて、ことしと来年の2カ年でまちなか未来計画、これはそれを踏まえて、駅舎、今

想定している市民交流プラザ、今のいきいき健康センターも含めてですけれども、市街地区の面整備をどう具体的に進めるのかといった計画をさらに検討しているところです。その中では、国忠議員が御提言、これまでもいただいていますように、総合的な考え方で構築していくべきだと。例えば利便性一つとっても、病院に行くついでに買い物もしたいし、もしくは介護予防で出かけるときに、もうちょっと使いやすい交通があれば、そこで用事が一体的に足せると思うんです。例えばその中で商店街の整備も合わせてやることで、日常生活の買い物もしやすくなると。ですから、個々の施設ごとで最適なプランを立てるだけではなくて、かえって機能分散した方が人の動きが出て、顔が見えて、そういうまちづくりにつながるんじゃないかということも議論している最中であります。

ですから、例えば今後より多くの方が利用していただきたいという意味では、今御提言があったような、どういう理由で使い勝手が悪いのか、もしくはこういうことがクリアされれば使ってもいいという考えになるのか、人口減少の中では、やはり今年1億円からの地域公共交通に公費を投入しておりますけれども、それをどんどん増やすわけにはいかないといった中で、どう効率的に、例えば全市をくまなく回るのは難しければ、集落と集落はより利便性の高い公共交通網を形成していくけれども、そのためのまちづくりも一緒にやることによって、暮らしやすいまちづくり、こういったものに結びつけていけないかという、総合的な観点で今いただいた御提言を十分踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマは、旧優生保護法に基づく知的障害者、精神障害者への不妊手術についてと題して取り上げるものであります。

士別保健所、またその後継である名寄保健所士別支所がなくなり、全て名寄保健所に統合されてから20年近くがたちます。戦後の保健行政が旧優生保護法を根拠として全国約2万5,000人の知的障害者、精神障害者らにはほぼ強制的に不妊手術を行っていたことが今になって問題となっています。

ということは、旧士別保健所などもこの一翼を担って、市民に対して不妊手術を勧奨、実施していたのではないかと推察される次第です。本市は過去の実態について調査・把握し、また、該当者が名乗り出ることができるように相談窓口などを設けているのか否か、まずお答えください。

優生保護法が廃止されても、あしき優生思想は根強く残っていることがわかります。それはいわゆる同性愛者や性同一性障害などを持つLGBTの方たち、こういったLGBTには生産性がないと発言した与党国会議員の発言や、昨年起きた神奈川県津久井やまゆり園での惨殺事件が証明しています。1936年のソビエト連邦の憲法では、働かざる者食うべからずとうたっていましたが、全体主義的な体制は必ず障害者や病人、所得のない高齢者などを排除していきます。この全体的な優生思想を突き詰めていけば、財政力が低く、高齢化率も高く、現役世代が

少ない士別市のような地方は生産性がないから日本から切り捨てることになる理屈となるわけでありませぬ。

我々がこうした思想に対抗していくためには、本市のさまざまな福祉関係の政策あるいは計画類の中に優生思想が紛れ込んでいないか、徹底的に検証することがまず必要だと考えます。優生思想を完全に克服できているという市の歯切れのよい答えが聞きたいものですが、実際のところどうであるのか、検証のほどをお聞かせ願いたく思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

1948年から1996年まで施行されていた旧優生保護法下における優生手術につきましては、医師が診断し必要と判断された場合、各地区の保健所を通じて都道府県に設置された優生保護審査会に申請がなされ、その審査結果については各保健所を通じて本人か保護者と申請した医師に直接通知されたことから、本市には申請内容などを把握する資料は存在していません。

一方で、北海道の統計調査によれば、道内で強制不妊手術を受けた人は2,593人に上り、そのうちの1,314人について個人を確認したとされており、本年3月19日には本市を管轄する名寄保健所からも手術の実施に関する名簿や請求書が発見されたとの発表がありました。

しかしながら、北海道では、本人や親族に対する情報開示については対応していますが、個人情報保護に鑑み、市町村からの照会には応じられないとのことであり、本市に関連する資料が含まれているかは不明であります。

また、市立病院においても、診療記録を記載する診療録について医師法で定められた保存年限の5年を超える10年間を保存していますが、それ以前の記録は残っておりませんし、かつて市内にあった個人の産婦人科医院等についても既に廃業しており、記録を確認することはできない次第です。

こうしたことから、当時の正確な状況を把握するには至りませんが、保健所が行政機関の一部である以上、法律に基づく勧奨や通知などが行われていたことは否定できないものと考えます。

次に、相談窓口などの設置についてですが、先ほど申し上げたとおり、本市には関係資料が存在しないことから、本市が主体となった相談体制を構築することはできませんが、本年3月12日に北海道が旧優生保護法に関する相談センターを設置していることから、今後ホームページなどで連絡先の周知を図ってまいります。

次に、本市の福祉関係の政策や計画の中に優生思想が紛れていないかということについてです。

旧優生保護法に基づく優生思想とは、国によれば、不良な子孫の出生を防止するという考えであるとされています。本市では、平成15年3月に士別市福祉のまちづくり条例を制定し、障害のある人もない人も高齢者も若者も、また大人も子供も多様な個性を有する一人一人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできる優しいまちの実現を目指し、福祉のまち

づくりの推進に努めています。

また、平成17年には士別市地域福祉計画を策定し、この計画を上位計画として障害者福祉基本計画、障害者福祉実行計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、健康長寿推進計画、食育推進計画、また子ども・子育て支援事業計画を策定し、それらをもとに各種福祉施策に取り組んでいるところです。それぞれの計画にはそれぞれの課題に対する方針や方策を盛り込んでいますが、基本的には市民一人一人がお互いに理解し、思いやりの心を持って尊重し合い、相互に支え合っている社会を構築していくという理念をもって策定しており、計画や政策の中に優生思想の考えがないことは言うまでもありません。

したがって、今後も障害者、高齢者など、日常生活や社会活動を行う上で行動上の制限を受ける方が安心して自分らしく暮らしていけるまちが全ての人にとって優しく住みよいまちづくりにつながるという認識のもと、各種施策を推進するとともにふれあい広場やボランティア団体への支援などを通じ、より多くの市民にノーマライゼーションの理念が行き渡るよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 平成30年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

なお、私は今回3点にわたり通告しておりましたが、2点目の士別市農畜産物加工株式会社については、初日の大西議員と質問が重なりましたので、今回は割愛させていただきます。

蛇口をひねれば安全で安心な水が飲める。ふだんから当たり前のように使っているところがありますが、他国には類を見ない日本のすぐれた水道であります。1点目は、この水道料金に関することについてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地方公営企業法に基づく供給単価と適正な料金体制の確立を目指し、安定した経営を継続するため、本市の水道料金は本年4月より22年ぶりの料金改定となりました。人口減少による給水収益の減少と、水道管等水道施設の老朽化による今後の更新計画に伴う費用、そして企業債利息利率変更への対応及び災害時等緊急事案発生時の資金として、資金残高1億円の確保をしなければならぬ背景より、平成32年度にはその資金残高も1億円を割り込むことが予想されることから、今回の料金改定となりました。

新料金設定の基準は、平成30年度料金改定率と次回料金改定を予定している平成34年度に大幅な乖離が生じないよう平準化を図るため、30年度の料金は算定期間今後4年間における現行料金による予想給水収益と総括原価との差額の2分の1を賄う改定基準としており、改定率は家事用で平均15.2%値上げの改定であります。基本水量も変更され、少子高齢化、節水型家電製品の普及などにより、8立方メートルから5立方メートルへ下水道とともに基本水量も変更となりました。

そこでお尋ねいたしますが、この4月から22年ぶりに料金が改定されたわけですが、

これまで市民からの戸惑いや問い合わせ等もなく、改定がスムーズに運ばれているのか。そして、4年間をめぐりとして料金改定が行われる中、計画どおりの実績で推移しているのか、4年後はまた改定しなければならないのか、平成29年度決算もでき上がっている時期と思いますので、その実績も含めながら、まだ半年程度の経過であります。計画対比と実績をお示しいただき、計画の進捗状況を教えていただきたいと思ひます。また、今後、消費税も変更となる予定であります。変更後も影響があるのかもあわせてお知らせいただきたいと思ひます。

次に、未収金について教えていただきたいと思ひます。

事前に今後の料金改定に向けた収支計画表を見せていただきましたが、その中に29年度末の決算として未収金が5,760万7,000円ほど計上されておりました。年度末の3月の使用料が翌月請求となる分がそのほとんどかと思ひますが、その内訳についてお知らせいただきたいと思ひます。

そして、その中に延滞分、未収分も計上されていると思ひますが、その回収、対応策等について本市ではどのように取り組んでおられるのかもあわせてお知らせいただきたいと思ひます。

加えて、この過年度分未収金も2年が過ぎれば不納処理分となるようであります。その金額と処理方法についても、この際教えていただきたいと思ひます。

次に、水道料金、下水道料金の軽減が受けられる申し込み手続に関することについてお伺いたします。

生活保護世帯や身障者の方、また低所得者世帯で市民税が非課税の世帯などで、この水道料減免措置が現在受けられるところあります。そこで、この申請、単独での申し込みは問題がないのであります。例えば市営住宅の家賃の減免申請も一緒に行いたい場合、それぞれの係に行き、別々の申請用紙に記載し、申し込みをしているのが現状であります。それぞれの制度の中で行っているところで別々の申請になるということだと思ひますが、今後、新庁舎建設に向け、ワンフロア窓口としても充実していく上で、この点について今後検討していく余地があるのではないかと思ひますが、そのお考えについてもお伺いたします。

以上、水道料金に関することについて、本市の考えをお聞きいたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） （登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

私から平成29年度決算と料金改定後の計画に対する収支状況について答弁申し上げ、未収金の内訳等や不納欠損の対策については、建設水道部長から答弁申し上げます。

水道料金の改定は、28年度から検討に着手し、経営の決算状況及び将来予測などに基づいて、水道委員会、現在の上下水道審議会へ諮問し、慎重な審議を行っていただきました。審議委員会から29年9月に料金改定についての答申をいただき、29年第4回定例会において可決され、本年4月1日から新料金に移行し、5月納付分から実施しているところです。

初めに、新たな料金体系に関する問い合わせ等についてです。

今回の改定では、同時に基本水量の改定を行ったことから、旧料金との違いについて十分な

周知期間が必要であったため、市広報及びホームページでのお知らせ、また、使用者にチラシを配布するなどの取り組みを30年1月から行いました。この間、数件の相談はございましたが、混乱はなく、現在まで順調に推移している状況にあります。

次に、給水収益の状況についてです。

料金改定後の状況ですが、今年度の調定額が確定した8月までの実績で比較しますと、30年度は1億5,984万5,000円であり、29年度決算の1億4,387万2,000円から1,597万3,000円の増収となっています。また、計画をしていました増収額に対して94.1%の実績となっていることから、おおむね計画どおり推移しています。

4年後の改定について現時点で検討するには、新料金に移行してからの期間が短いため、今後の給水収益の経営状況を注視していく必要がありますが、さらなる有効率の向上及び効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。また、消費税増税時の影響についても審議会等を通じ、しっかりと議論をしてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） 私からは未収金の内訳等や不納欠損の対策についてお答えいたします。

初めに、未収金の内訳と回収等の対応についてです。

平成29年度決算額では5,760万7,000円が未収金となっており、その内訳は、給水収益が3,086万8,000円、旧簡易水道地区の運営費として一般会計からの繰入金等が2,673万9,000円となっております。給水収益3,086万8,000円のうち、3月調定分は2,553万6,000円、その他当年度未収金は291万5,000円、過年度未収金は241万7,000円になります。

また、未収金による滞納者への対応は、料金納入期限を2週間経過後に督促状を発送しており、その後、納入・連絡のない場合には、催告状の発送とあわせて電話及び訪問催告を実施しておりますが、納付の意思が確認できない滞納者については、給水停止予告状や給水停止通知書を発送し、士別市水道事業給水条例に基づき、停止処分を行っております。

次に、未収金となった債権の取り扱いについてです。

水道料金は司法上の債権であることから、民法第173条第1項で消滅時効が2年と定められており、未収金により時効が成立した水道料金は会計上の不納欠損処理を行い、簿外の資産として管理を行っているところであり、29年度末で約506万円になります。

次に、水道料金等の軽減など同様な制度における申請方法の考え方についてです。

現在、各課で取り扱っている申請様式については、制度ごとに定めている条例等に基づく様式であることから、共通化については難しいものと考えています。

新庁舎においては、窓口業務を1階に集約し、市民本位のワンフロアサービスを導入する中、よりよい窓口サービスの提供に向けて検討を進めます。

水道事業は今後においても将来にわたり、安全で安心な水道水の安定的な供給を図るため、

29年度に策定しました士別市水道事業経営戦略に基づき、より一層の健全経営の推進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） ちょっと細かい点で1点確認させていただきたいのですが、減免申請の件であったのですが、通告に出した質問の中で、例えば水道料の減免と住宅料の減免措置を行う場合に、これはたまたま目にしたところなんですけれども、その制度を知っていて、申し込みの方が制度を全て知っていればいいのでしょうかけれども、市営住宅の住宅料の減免申請をしている方で、もしかしたら水道料金の減免措置も知らないという場合ももしかしたらあるんじゃないかなというところで、制度上、申請書自体も事前に見せていただきましたけれども、その中で係の担当の方ですとか、マニュアルですとか、ここに来ればそういう関係も市民サービスの中で丁寧に説明しているのかどうかというところもちょっと確認したかったのですが、その辺、当然総合的な考えになるかと思うんですけれども、その点について今後充実していけるのだろうかというところを見越してちょっと聞いてみたんですが、その点についてちょっと現状での取り扱いでいいのかなのか。そして、例えば全て申告していない場合はどうにもならないという場合もあるのでしょうかけれども、その中で、知らない人がいないような、知らなくて申請ができないということがないようにしているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 水道または市営住宅に関しても、現在はその減免制度については広くお知らせをしているところであります。

例えば市営住宅で減免申請にいらっしゃった方については、水道が隣にありますので、該当になるのではと思われる方については、水道の職員と相談をしながら、また、その逆もあり得るのですが、水道にいらっしゃった方には市営住宅のほうのと、知らなかった場合ということなんです、お知らせを、お互いに連携をとりながら進めているという状況であります。

それで、新庁舎にかわってからは、ここは窓口を一元化するという事で、ワンフロアサービスの考え方に基づいていくかと思うんですが、例えば水道に減免の申請に来られたと、例えば次は市営住宅の減免がございますので、次の窓口へということではなくて、その一度座った場所で職員が移動して対応するという事も考えられますので、できるだけ市民の皆さんが負担にならない、そういうようなワンフロアサービスを考えていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 次に、2点目は子育て世代の支援について、病児保育、病児後保育も含めてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

厚生労働省のガイドラインでは、前日38度を超える熱が出ていない場合は保育士、38度以上

の発熱がある場合に保護者への連絡が望ましいとされながらも、厳密には37度5分以上の発熱がある場合に登園停止、もしくは保護者の呼び出し対象となっている実情を描いた作品、37.5℃の涙が過去にドラマ化されました。子供が急に熱を出し、保育園では預かってもらえない、しかし、きょうは大事な外せない仕事がある。近年では共稼ぎ世帯も多く、こうした悩みを抱える働く親御さんの割合は年々増えてきていることと思います。

病児保育とは、一般的には親が就労しているなどで保育所に通っている子供が病気になったときに、親が仕事を休めないときに親にかわって病気の子供の世話をするという意味で使われています。大きく分けると、そういった子供の保育を施設で預かる施設型と自宅で行う訪問型に分類されます。施設型は、民間の小規模な保育ルームのようなところから、病院内に設けられている病児保育の専門部門のようなところまでかなり幅があり、訪問型は、病児保育利用者に対して最近では独自の助成金を出す自治体も増えてきているようでもあります。

病児保育は、発熱や嘔吐、下痢などの症状により、保育園などに出席できない子供を仕事中の親にかわって日中の病児保育を行うものであり、安全に十分配慮しつつ、症状が悪化した際には医師の診察を依頼するかどうかを判断しなければならないなど、高度な観察力、対応力などが求められるため、保育士や看護師がその任務に当たっているケースがほとんどであります。

一方、病後児保育とは、病気は治っているものの、まだ本来の状態には戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子供を親にかわって世話をするという意味で使われております。

そこで、この病児保育等の件、昨年の子ども議会でも取り上げられたところではありますが、私もこの件について今回お伺いしたいと思います。本市に住む子供たちが病気になった場合、働く親御さんたちはどのように対応したらいいのか。本市の病児保育、病後児保育の取り組み、親御さんの負担もあればその額とともにその考え方についてお伺いします。また、他市などで病児保育の取り扱いがあれば、参考までにその取り組み策等を教えていただきたいと思います。

加えて、政府は、病児保育事業に対して、28年度で27億円の補助金をつけ対応しているようではありますが、この事業で現在国が行っている補助金や助成制度の内容についても参考までに教えていただきたいと思います。

病児保育は、子供の健康回復と生活の質を保障することはもちろん、家庭の看護を具体的に示し、親子のきずなを深め、親がみずからの子育てに自信を持つ、みずからの健康生活をプロモートすることに寄与することから、究極の子育て支援であると言われております。

病児保育について、その必要性を問う本市の最近のアンケート調査はどうなのか。政府の働き方改革が進む中、時代の趨勢も日々変化しております。2019年10月に実施する方針の幼児教育・保育の無償化策で今後子育て支援については一層充実されるところであります。今回取り上げた病児保育等の取り組みについても、本市での今後の弾力ある決断に期待し、以上までの点について、本市の御所見を求めます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市における病児保育、病後児保育につきましては、現在は実施しておりませんが、病気は回復しているものの、保育園等の集団保育では心配がある場合などには、市が一時的な託児業務を委託している子育てサポートむっこりにおいて、病後の回復期の子供の託児を実施しています。その際の利用料は1時間当たり700円となっておりますが、保護者が仕事などのために利用する場合は、市の特別保育推進事業による利用料の助成制度があり、自己負担額は1時間当たり200円で利用できることとなっております。子育てサポートむっこりでの利用件数は、平成27年度で2件、28年度で1件、29年度と今年度8月末までは利用がない状況です。

次に、病児保育を行っている他市の状況についてです。

28年度に砂川市が道内の市を対象に実施した病児・病後児保育事業に関するアンケート調査によれば、病児・病後児保育を実施している市が6市、病後児のみ実施している市が10市、体調不良児のみを対象としている市が3市となっており、アンケートを実施した砂川市については、28年10月から市立病院に専用室を開設して、病児・病後児保育を実施しています。

病児または病後児保育を実施している市のうち、近隣の名寄市及び深川市の状況を申し上げますと、名寄市では21年度から民間の認定こども園において、健康な園児と玄関を別にした専用の部屋で認定こども園との兼務保育教諭1名と看護師1名を配置し、病後児保育を実施しています。年間の利用延べ件数は、28年度の利用はなく、29年度は延べ2人で、課題としては、医療機関と離れているため小児科医師と連携が難しく、子供の容体の急変への対応に不安を感じていると伺っています。

また、深川市においては、23年度から市立病院の空き部屋を利用して、看護師1名と非常勤保育士1名を配置し、病児・病後児保育を実施しています。28年度の利用は延べ45人、29年度は延べ18人で、課題としては、保育士不足のため保育士が他の保育園との兼務となっていることから、病児・病後児保育に対応することができない日が多くなっていると伺っています。

次に、病児保育事業に対する国の補助金や助成制度についてです。

国は27年度の子育て支援新制度導入時に、病児保育を実施するための看護師や保育士にかかわる人件費などの運営費について助成する子ども・子育て支援交付金と病児保育を実施するために必要な施設整備を行うための工事費を助成する子ども・子育て支援整備交付金を創設しており、それぞれ国3分の1、道3分の1の補助率となっております。

次に、アンケートの実施状況についてですが、市では25年に子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、小学生以下の子供を持つ保護者を対象に子育てに関するアンケートを行った際、病児保育に関する御意見も伺ったところでした。その結果、子供が病気の際に保護者が仕事を休んで看護したことのある方の35%が病児保育制度を希望している一方で、65%の方は親が仕事を休んで対応できる、病気の子供を他人に見てもらうのは不安などと回答しており、子育てサポートむっこりの利用状況やこのアンケート調査結果から、土別市の場合は多くの方が子供が病気の際に保護者やその他の家族などが看病に当たっているものと判断しています。

今後においては、今年度実施する2020年からの次期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の中で病児保育に関するニーズ調査も行う考えです。

子供は病気のときには精神的にも不安感がとても大きくなり、保護者にそばにいてほしいと願い、保護者も職場に気兼ねなく子供の看病に専念できることを望んでいると考えていますが、仕事や家庭等の関係で子供が病気のときに一緒に過ごすことが難しい場合もありますことから、病児保育や病後児保育も子育て支援の一つの方向性として考えていかなければならないものであると認識しています。

しかしながら、病気の子供を安全・安心にお預かりするためには、小児科医師との緊密な連携はもとより、病児保育に精通した看護師や保育士の確保、さらには他の子供への感染防止に万全を期した環境整備など課題も多くあることから、今年度実施予定のアンケート調査結果なども十分に踏まえる中で、引き続きその必要性を含め、多方面からの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君） 再質問させていただきます。

今の答弁の中で、アンケート調査の件についてちょっと確認したいと思います。最終的にこれから、また病児保育も含めたアンケート調査を今後実施していくということでありましたけれども、まず、答弁の中でありました平成25年度に行われたアンケートの中でお答えがありました。これは5年前に行った調査でありまして、5年もたてば社会保障制度や子育ての支援に関しても随分制度が変わっている状況があると思います。また、5年前に1歳だった子供も、もう小学校に上がっているという状況になりますので、そんな状況の中で、やはり今後アンケートも充実していくというお話がありましたので、ぜひその点については、この必要性を問うアンケート、これをまた近いうちにやっていただきたいなと思います。

5年前のアンケートでは35%程度しかその需要がなかったということでもありますけれども、その聞く中身としても、単なるこれは健康な子供を預かるベビーシッターのような雰囲気では捉えられている場合もあると思いますので、きちんとそういった預ける場合の施設についても、看護師ですとか保育士、そういった専門性、有資格者を備えたところで預かるんだという前置きの中で親御さんにもアンケートしていただきたい。そうなれば、おのずと結果も現状では違ってくるのではないかなと思います。現状の人口減少の中、また、働き方改革の中、働き手が少ないという中で、親御さんのおじいちゃん、おばあちゃん世代も現状では仕事をしているということになると思います。どうしても、病気になったときは両親かおじいちゃん、おばあちゃんの面倒ということになるろうかと思っておりますけれども、なかなか時代的にそういったことも今後厳しい、ままならない状況になるのではないかということ想像して今回質問させていただきました。

その中で、アンケート調査も、ぜひそういった有資格者もいればどうなのかというアンケー

とも含めながら聞いていただきたいと思いますけれども、その辺ちょっとコメントいただけますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

アンケート調査につきましては、答弁でも申し上げましたとおり、2020年からの次期子育て支援事業計画に基づくアンケート調査ということで、今年度実施する予定であります。

内容については、今後、子ども・子育て会議等々と協議しながら詰めていくことになろうかと思っておりますけれども、働き方改革という今お話もありました。実際たくさんの方が働いている一方で、答弁でも申し上げたとおり、子供は病気になったときに非常に不安を抱える。そして、親もできればそういうときは子供をしっかりと面倒を見たいといった部分を、そういったところの社会環境として一方では整備しなければならないのかなという思いもありますけれども、このアンケート調査につきましては、今、議員の御提言も踏まえてしっかり中身のほうを丁寧に説明しながら行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 3番 苔口千笑議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 平成30年第3回定例会に当たりまして、通告に従い、一問一答で質問をさせていただきます。

1つ目は、学生が勉強道具を学校において帰る、いわゆる置き勉についてお伺いいたします。

学生の通学かばんが重過ぎるということで、身体への負担を懸念する声が各地で上がっており、全国的に置き勉を認めようという動きが活発になってきています。ことしに入ってから特にその動きが目覚ましく、そのきっかけとなった一つともいえる、広島の中学生によって製作されたビデオ、「The School Bag is Heavy!!」は、生徒のリュックやサブバックなどの荷物をはかると18.4キログラムだった。生徒らへのインタビューからうかがえる、坂道がとてつらい、転びそうになった、ひもが肩にめり込むといった現状を訴える内容で、テレビや新聞各紙、インターネットなど多くのメディアで取り上げられ、反響を呼んでおりました。

道内でも、5月27日付の北海道新聞で、通学かばん重過ぎる、発達に悪影響の声という大きな見出しで特集が組まれており、一部を抜粋いたしますと、多くの学校では家庭学習の奨励と教材の破損を防ぐ安全管理上の観点から置き勉を禁じている。だが、専門家からは、重い荷物を背負うと姿勢が悪くなったり、転倒した際の危険性が高まったりするとの指摘があるとのことで、バッグが重くなるほど椎間板の潰れ方が大きくなり、猫背ぎみになり、体の痛みが強くなるとしていました。

それからほどなく、先日の9月2日付には一面トップで重い通学かばん対策をとの大見出しが、矢継ぎ早に9月4日付にも一面トップで文部科学省が通学時の持ち物負担の軽減に向け適切に工夫するよう全国の教育委員会に求める方針を決め、近く通知を出すとなり、今や国の方

針として重たい通学かばんに対する取り組みが、置き勉を認めるなどの対応策に向けて動き出しています。

これほどまでに通学かばんの重さについて取り沙汰されております背景には、ゆとり教育の見直しに伴い、学習指導要領の内容が変更されたことから来る教科書ページ数の増加、具体的には中学生が31%増、小学生が38%増とのことですが、これらに加え、わかりやすさを重視したことによる教科書の大判化、紙質が以前と変わり厚みが増して重くなっていることも要因として挙げられているそうです。

加えて、新たな指導要領が、小学校では2020年、中学校では2021年から実施されることが決まっており、今よりも教科書のページ数がさらに増え、通学かばんがますます重たくなりそうなことが明らかであることから、本市におきましても、置き勉の容認に向けた取り組みを早急に進めていく必要があると考えております。

そこでまずは、本市の置き勉の状況を把握するために、市街地にある小・中学校の4校に聞き取りをさせていただきましたところ、学習用具全てに対して置き勉を禁止している学校はなく、学校によって置いて帰ることを認めている教科が一部あったり、副教材は置き勉を可としたり、全教科において禁止とはせずに、随時担任の判断とされていたりするとのことでした。しかしながら、いずれの学校も実際の通学時のかばんの総重量については把握してはおらず、児童の身体への影響を考慮した取り組みには至っていないのが現状のようです。

文科省が近々通知を出すとされております重い通学かばんへの対策が国ぐるみで動き出したことは非常によい流れであると思っております。しかしながら、その反面、学校ごとに差異はあれ、本市の小・中学校においては置き勉を禁止にはしてはいないということですので、本市では既に重い通学かばんに対する対応は対策済みとされてしまうのではないかとこの懸念も湧いてまいります。

本市においては、置き勉を一部認めている現状にはあっても、まだまだ子供たちの通学かばんは重たく、中学生の例えになりますが、デザイン性の高い一般的なつくりの通常のリュックでは学習用具の重さに耐え切れず、底や肩ひもがやぶけて何度も買いかえをしている状況にあるといたします。耐久性を踏まえ、頑丈な登山リュックを使用している児童も少なくありません。重たいかばんに対する対策は、単に置き勉を容認することではなく、置き勉を容認することで通学かばんの重量を成長期の子供の健康と成長を阻害しない重さに近づけていくことが肝要であると考えます。

早急に子供の健康と成長を阻害しないことに着眼した通学かばんの総重量について、調査・検討を始め、目安となる指針をお示しいただく必要がありますし、その目安から大きく逸脱して、体への負担を強いることのないよう、各学校へ要請していくことが急務であると考えます。さらに、要請後には学校ごとに実態調査を行い、通学かばんの重さが適正か否か、状況を把握し、検証していくことも必要と考えます。本市の見解をお聞かせください。

最後になりますが、先月行われた市内中学校の校内意見文発表会に置き勉を題材とした弁論

が出されたとのことで、その原稿を入手しております。1節を読み上げさせていただきます。

僕は毎日、教科書が入った8キログラムのかばんを背負って、4キロメートル先の学校へ通っています。天気が穏やかなときは比較的大丈夫ですが、強風のときにはあおられて、かばんの重さも加わって転倒しそうになります。そんなとき僕は、そもそもなぜ置き勉をしてはいけないのか、置き勉をしてもよいのではないかと考えるようになりました。このような問題提起から始まる本市の中学生の生の声です。

短い夏が終わり、数カ月もすれば雪で覆われる本市において、重たいかばんを背負っての通学はますます児童の負担となりますことが目に見えている冬道となるために、早急な対応を望みます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 苔口議員の御質問にお答えいたします。

児童・生徒の通学時における教科書、教材等の持ち物の負担軽減については、先日の新聞報道にもあるように、全国的にその現状が問題視されています。かつて教科書は国の細則によって、その大きさやページ数などが定められていましたが、平成14年からはそれらが完全に自由になりました。以来、A5判サイズからB5判サイズへと一回り大きいものが主流となったほか、文字サイズも拡大され、カラーページやイラストが増えるなど、わかりやすさとともに、より大きく、見やすくとの流れが加速し、あわせて紙質も変化しました。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容も増える中で、現在の教科書の総ページ数は平成18年度に比べて30%以上増加しているとともに、厚手のコート紙を使用した表紙など、その豪華ともいえる装丁も重量に反映していると考えます。これらのことなどから、日々の通学かばんは以前よりも重くなっている状況にあります。

本市においては、これまでも教育課程に基づき、授業や家庭学習等での使用状況を踏まえつつ、児童・生徒の体への負担や安全な通学などの観点から、全ての小・中学校で学習用具の一部を教室のロッカーなどに置いて下校することを認めており、具体的に置いていってよい学習用具を教室に掲示したり、プリントを配付して周知するなどの対応をしている学校もあります。

御質問のとおり、重い通学かばんを持ち運ぶことによる健康面での影響や安全面での問題に対して、科学的データなどに基づく判断も必要と考える一方、現時点ではそれらが明確な基準が示されておらず、一概に総重量の目安を示すことは難しい状況にあります。今後、文部科学省が通学時の学習用具等の取り扱いについて通知するとの情報もあることから、その内容を踏まえるとともに、重量の目安などが示された場合には、より具体的な対応について検討してまいります。

通学時の学習用具の取扱いは、各学校の経営方針や教育課程のもと、最終的には学校長が適切に判断する事項ではありますが、可能な限り、通学時の身体的負担に配慮することが必要と考えています。一方、予習、復習など、家庭学習の促進や、教室における学習用具の管理、あるいはロッカーなどの施設設備面での差異もあることから、各学校の実情も踏まえ、校長会

とも協議を進めていくとともに、実態の把握や保護者との情報共有についてもさらに進めていく考えです。

また、冒頭でも申し上げたとおり、本件については、全道・全国共通する課題でもあることから、教科書の軽量化や分冊化なども含め、教育長会議等での協議検討事項としての取り扱いを図るとともに、国に対する働きかけについても意を配してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 苔口議員。

○3番（苔口千笑君）（登壇） 2つ目は、現在進行中の学校の統廃合についてお伺いいたします。

2019年には西小学校が閉校となり、南小学校と士別小学校へ統合。2020年には多寄中学校が閉校となり、士別中学校への統合が決まっております。学校の統廃合の動きにつきましては、直接の当事者のみならず、地域にとっても大きな問題であり、市民全体としても関心の高い案件でありますことから、幾つか質問をさせていただきます。

まずは、西小学校区域からの通学手段についてです。

西小区域から統合後の各学校への通学は、本市が規定する遠距離ではないものの、児童の安全面を考慮し、南小学校へ通う児童、士別小学校へ通う児童、いずれもバスが出る方向で検討を進めることになったと耳にしております。現在の進捗状況と通学手段の確定の時期について御説明願います。

また、西小学校が閉校となった後に新入学となるお子さんをお持ちの西小地域にお住まいの保護者から、今現在、自身の子供はまだ幼く、就学前であるため西小学校の児童ではないものの、1年生として入学の年になった際には自身の子もバスを利用できるのかといった御相談も承っております。将来的に西小学校に通学予定であったお子さんに関しましては、現在において就学か未就学かではなく、旧西小区域ということでバス通学の対象であろうとは推測いたしますけれども、不安の声が上がっておりますので、行政としての見解を改めて御回答願います。

次に、多寄中学校の統廃合についてお伺いいたします。

多寄中学校に関しましては、2020年の統廃合が確定した後の8月より地域での協議がスタートしていると伺っております。学校は地域のシンボルであり、とりわけ農村地域では学校を中心としたさまざまな活動も行われておりますことから、統廃合に関しては地域としても苦渋の決断であったものと察するところであります。

そうした中、今後、教育委員会と統廃合に向けた具体的な協議が行われていくことになるに当たって、これまでの他地域の統廃合の経緯とは異なり、今回は保護者及び地域を代表する方々からの要望による統廃合であることから、地域の要望は受け入れられないのではないかと、という懐疑的な声も上がっているようです。学校の統廃合に関し、行政と地域、どちらが話を持ちかけたかで、何がしかが左右されるようなことはあるわけがないものと考えますが、協議を進める前段ですので、地域の要望は受け入れられないのではないかと、という疑心暗鬼を払拭し、進歩的かつ建設的な協議を進めるためにも、改めて本市の見解をお示し願います。

また、今後の協議が進む中で決まっていく話ではありますが、保護者の方々におかれましては、通学手段が何よりの懸念材料であると思われます。通学手段確定までを早期にスケジュール立てし、確定に向けて迅速に協議を進めていただくことを要望いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、西小学校統合後の通学手段についてです。

市道名越通の踏切については、歩道が設置されていないため、以前から危険であるとの声があった中で、今回の統合により不安を感じている保護者からスクールバスの運行が望まれていました。スクールバスの運行については、文部科学省の基準でも遠距離通学と同様に、安全な通学の視点からその妥当性が示されており、あわせて路線バスの活用も一つの手法とされています。

このような中で、専用スクールバスについて事業者と協議を進めてきましたが、現状においては人員、車両不足のため運行できないとのことから、現在路線バスの活用も含めて検討を進めています。具体的には、現在11月から3月の5カ月間運行している東西回り循環線の通年運行と経路の一部変更を含め協議、検討を進めるとともに、保護者の意向確認にも努めているところです。

専用スクールバス、路線バス、それぞれに課題もあることから、それらの解決策の検討を進めるとともに、保護者、事業者との協議のもと、新年度の予算編成前までに通学手段を確定していく考えです。

また、来年4月以降の新入学生についても同様にバスの利用を考えており、通学手段が確定した段階で改めて保護者にお知らせしてまいります。

次に、多寄中学校についてです。

多寄中学校の統廃合については、本年第2回定例会での行政報告で市長から申し上げたとおり、2020年をめぐりとして土別中学校との統合を予定しています。こうした中で、お話にあったように、行政と地域のどちらが話を持ちかけたかで何がしかが左右されるということは一切なく、これまでの統廃合と同様に、生徒が統合先の学校に安全に通学でき、安心して学校生活を送ることができるよう、保護者を初め、関係する地域の方々の御意見や御意向も伺いながら検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明13日は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。よって、明13日は休会と決定いたしました。

なお、14日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時53分閉会）